



医療機関版

NEWS LETTER

2019年9月号

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号
 TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051
<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

Topic

軽減税率導入目前 これは8%? 10%?



消費税率の引上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。対象となるのは飲食料品と新聞。医薬品や栄養ドリンク、栄養食品等は人が口にしますが、これらも「飲食料品」として軽減税率の対象となるのでしょうか。

医薬品、医薬部外品等は10%

ここでは、医療機関の窓口で取り扱う品目の消費税率について確認します（下図）。

軽減税率の対象となる「飲食料品」には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「**医薬品**」「**医薬部外品**」及び「**再生医療等製品**」は含まれません。保険適用の医薬品には消費税はかかりませんが、それ以外は処方箋の有無に関わらず、**標準税率の10%が課税**されます。

栄養ドリンクや健康食品、美容食品も、ラベル等に「**医薬品**」「**医薬部外品**」の記載があれば10%課税です。

院内売店で販売する飲食料品も、軽減税率の対象となります。

病院食は非課税、特別メニューは10%

入院患者に提供する病院食は、健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る場合は、消費税が課されません。一方で、患者の自己選択で提供される特別メニューの料金は消費税の対象で、外食と同様に軽減税率の対象外となり、消費税率は10%となります。

領収書等の対応もお忘れなく

10月1日からは、原則、軽減税率対象のものがある場合には、レシートや領収書、請求書等に分かるように記載しなければならず、対応が必要です。中小企業・小規模事業者は、複数税率対応レジ等の導入・改修等に「**軽減税率対策補助金**」も活用できます。ご確認ください。

標準税率 10%

- 保険外の医薬品、医薬部外品、再生医療等製品
- 「**医薬品**」「**医薬部外品**」の**表示のある**栄養ドリンク（ユンケル、リポビタンD、アリナミン等）
- 医薬品等に**該当する**健康食品、美容食品
- マスク、歯ブラシ等の物品
- 自費診療
- 文書料



軽減税率 8%

- 経口補水液、服薬ゼリー
- 「**医薬品**」「**医薬部外品**」の**表示のない**栄養ドリンク（オロナミンC、デカピタC等）
- 医薬品等に**該当しない**のど飴、サプリメント等
- 医薬品等に**該当しない**健康食品、美容食品
- 特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品
- デンタルガム等の口腔衛生用食品



医療法人 1 法人あたりの交際費等支出額

ここでは、今年6月に国税庁より発表された「会社標本調査」※の最新結果などから求めた、直近3年間の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額をみていきます。

利益計上法人の平均は 209.9 万円

上記調査結果から、直近3年分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額を、資本金階級別にまとめると右表のとおりです。

利益計上法人の資本金階級計は、2015年度分以降は200万～210万円台で推移しており、直近3年間の平均は、209.9万円になりました。

2017年度分の資本金階級別交際費等支出額をみると、100万円超1,000万円以下の階級は、200万円未満ですが、その他の階級では200万円を超えています。

医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移（千円）

利益計上法人				
資本金階級	2015年度分	2016年度分	2017年度分	平均
100万円以下	2,031	1,998	2,006	2,011
100万円超	1,425	1,534	1,654	1,538
200万円超	1,726	1,945	1,826	1,832
500万円超	1,829	1,880	1,873	1,861
1,000万円超	2,222	2,019	2,114	2,118
2,000万円超	2,445	2,635	2,599	2,560
5,000万円超	3,787	3,802	3,925	3,838
1億円以下計	2,038	2,078	2,079	2,065
1億円超	4,144	4,377	3,929	4,150
10億円超	7,750	9,000	6,667	7,806
1億円超計	4,166	4,431	3,949	4,182
(再掲) 1億円未満	2,033	2,071	2,074	2,059
(再掲) 1億円以上	4,231	4,641	4,100	4,324
計	2,074	2,115	2,107	2,099

欠損法人の平均は 157.1 万円

欠損法人の資本金階級計は増加を続けています。2016年分では150万円を、2017年度分では160万円を超えました。3年間の平均は157.1万円です。

資本金階級別では、3年とも5,000万円以下の階級で200万円未満の額となっています。

自院の交際費等支出額は、どの程度なのか、このデータと比較してみてもはいかがでしょうか。

欠損法人				
資本金階級	2015年度分	2016年度分	2017年度分	平均
100万円以下	1,803	1,906	1,887	1,865
100万円超	1,339	1,397	1,332	1,356
200万円超	1,170	1,350	1,612	1,377
500万円超	1,271	1,433	1,451	1,385
1,000万円超	1,616	1,491	1,456	1,521
2,000万円超	1,712	1,763	1,805	1,760
5,000万円超	2,524	2,483	2,365	2,458
1億円以下計	1,476	1,586	1,620	1,561
1億円超	2,949	2,838	3,366	3,051
10億円超	5,000	8,500	9,000	7,500
1億円超計	2,986	2,905	3,480	3,124
(再掲) 1億円未満	1,476	1,584	1,619	1,560
(再掲) 1億円以上	2,798	2,957	3,374	3,043
計	1,487	1,595	1,632	1,571

国税庁「会社標本調査」より作成

※国税庁「会社標本調査」

内国普通法人（休業、清算中の法人や一般社団・財団法人及び特殊な法人を除く）を対象に、4月1日から翌年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、翌年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページからご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htm#kekka>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『メンタルヘルス不調による休職後の配慮』



メンタルヘルス不調で休職していた職員が、このたび復職することとなりました。診断書には復職可能と記載されていますが、残業をする等、休職前と同じような業務ができるのか、また、させてよいのか、医院として心配があります。配慮が必要なのか、配慮するのであればどのような配慮を考えるのがよいでしょうか？



医院としては、復職の是非の判断を行うだけでなく、スムーズに復職できるような復職後の流れについても検討しておくことが望まれます。例えば、復職はするものの、リハビリのように一時的に業務の負担を減らし、ならしながら徐々に休職前と同じ程度の業務を行えるレベルまで戻していく方法が考えられます。このような配慮について必要性を示す裁判例も見られることから、ルール化も含めて、取り扱い方法をあらかじめ検討するようにしましょう。

詳細解説：

メンタルヘルス不調により休職をしていた職員について、医院は休職するに至った症状が回復し、休職前と同じ程度の業務を行えることを条件にして復職の判断をすることが一般的です。しかし、そもそもメンタルヘルスの症状や治癒を確認することは、専門機関であっても難しいといわれており、すぐに再発してしまうケースも多く見られることから、復職の是非だけでなく、復職後どのようなステップで業務にあたるのかといったことも、検討することが望まれます。具体的には、すぐに休職前と同じ業務量や責任の状態で復職させることは身体的・精神的な負担がかかるため、一定期間、業務や労働時間を制限する配慮期間を設けることを検討する方法が考えられます。



(片山組事件 最判平成10年4月9日)や、復職のための準備時間等を提供することが信義則上求められること(全日本空輸事件 大阪高裁判平成13年3月14日)が示されています。つまり、医院は配置転換や残業の免除の措置を検討するといった配慮をする、道義上・信義則上の責任があると考えられます。

一方で、配慮期間を設けるにしても、その期間中、他の職員が業務を負担することが考えられるため、長期間にわたることは避けたいところです。そのため、配慮する期間の長さや労働時間を短縮する場合の時間数の上限、一時的に行う業務内容例といった具体的な基準をあらかじめ決めておきましょう。

復職の際には、復職者が休職前と同じ業務をスムーズに行えることが理想ですが、必ずしもそうとは限りません。そのため、このように一定期間業務ができるかどうか、医院と復職者の双方が様子を見ることができるといった配慮期間があることで、安心して業務に復帰できることが期待されます。

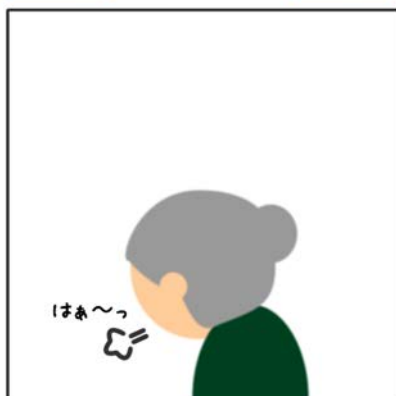
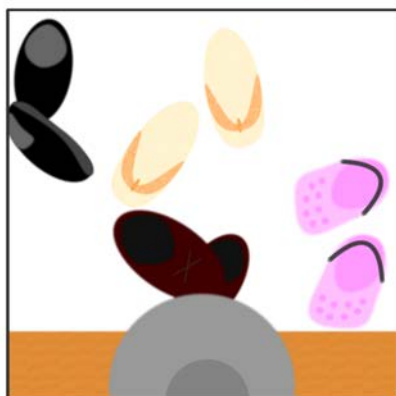
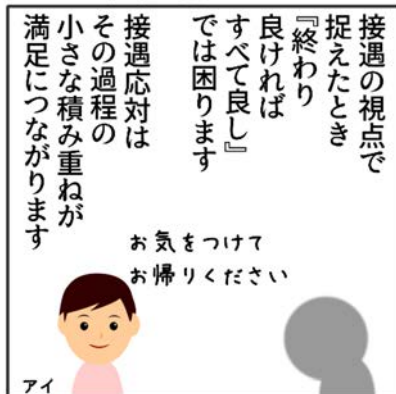
事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『小さな配慮：履物を揃える』



履物を揃える



ワンポイントアドバイス

今回も、真井さんはため息をついていました。原因は、自分の履物が乱雑になっていたからです。

おそらく別の患者様が脱ぎ履きされた際に、真井さんの靴と接触してしまったがため、と推測できますが、これをそのまま放置していたクリニック側としては、小さな配慮が足りなかった、といえる事例です。

このような事例は、スタッフが気をつけていれば改善できることです。

例えば次のような例で、今すぐできる小さな配慮を考えてみましょう。

- 他の患者様が履き終わったスリッパが、乱雑に靴箱に戻されています。
⇒ 次に来た患者様がスリッパを取る時、どんな気持ちになるでしょう。
- 靴を揃えずに診察台へ上がった患者様。スタッフはその靴を揃えませんでした。
⇒ 診察台から降りる患者様は、靴が履きづらく、転倒の危険を伴うのではないのでしょうか。

いくら診察や治療がスムーズに行われても、その周辺環境（過程）が良くなければ、不信感が生まれます。

履物の揃え方一つも、患者様を大切にしているか否かが判断される基準です。丁寧に揃えてあることで、患者様は自分が大切にされていることを感じ取るのです。

私達スタッフは、小さな配慮（心遣い）を実践し、『終わり良ければすべてよし』のような結末だけでなく、過程も含めてトータルで心地良く、本当の満足を感じていただけるよう、患者様と向き合いたいものですね。